平成２５年（フ）第４６６９号
大阪府豊中市刀根山３丁目１番30―203号
債務者　秦　　崇文
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７０５号
大阪府枚方市枚方上之町11番２―405号
債務者　橋本　　武
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７１０号
大阪府豊中市小曽根２丁目13番34号
債務者　佐久間武司
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７１５号
大阪府守口市藤田町４丁目48番８号
債務者　藤原　秀子
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７１６号
大阪府門真市岸和田１丁目２番21号
債務者　中西　千佳
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７１９号
大阪市此花区伝法２丁目２番２―617号
債務者　阪本　清一
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７４６号
大阪市福島区吉野３丁目４番２号
債務者　金井　敏真
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４７５２号
大阪市西区本田１丁目４番43―602号
債務者　林　　祐介
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４９６５号
大阪市中央区東平２丁目２番６号　サンライズコーポ404
債務者　織田　大輔
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０７６号
大阪府八尾市北木の本４丁目38番地の１
シャトレコートＢ103号
債務者　阪上　直樹
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５０７７号
大阪府八尾市北木の本４丁目38番地の１
シャトレコートＢ103号
債務者　阪上ゆかり
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５１５５号
大阪府八尾市小畑町２丁目32番地の３　美幸コーポラス103号
債務者　阪上　　順
1　決定年月日時　平成25年11月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第７７１号
埼玉県さいたま市大宮区吉敷町３丁目166番地―１Ｆ
破産者　合同会社アーベル
1　決定年月日　平成25年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第７７２号
埼玉県さいたま市中央区円阿弥７丁目８番９号―２Ｆ
破産者　合同会社エフ企画
1　決定年月日　平成25年11月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第２５２号
石川県かほく市宇野気リ220番地の３
破産者　パラノイア有限会社
1　決定年月日　平成25年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第６９号
長崎県長崎市浜町７番１号４階
破産者　有限会社トータルフォトスタジオ・ココ
1　決定年月日　平成25年11月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１４２２号
札幌市中央区南１条西１丁目２番地
破産者　有限会社ウエノデザイン
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５２６号
札幌市白石区本郷通２丁目南56番地
破産者　エルム産業有限会社
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１５６５号
札幌市中央区北５条西20丁目１番11―403号
破産者　エコワイズトレーディング株式会社
1　決定年月日　平成25年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部